

都市計画駐車場利用約款 新旧対照表

都市計画駐車場利用約款（2021年7月）の一部を、2022年11月1日より下記のとおり改定します。

改正後	改正前（現行）
<p>首都高速道路サービス株式会社 <u>日本橋兜町</u> 駐車場利用約款</p> <p>第1章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 <u>本約款は、首都高速道路サービス株式会社の管理する日本橋兜町</u> 駐車場（以下「駐車場」といいます。）の利用に関する事項を定めたものです。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 <u>本約款において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。</u></p> <p>一 <u>駐車場</u> <u>第1条に規定する駐車場をいいます。駐車場は駐車のためのスペースを有償で提供することを目的とし、本項第五号に規定する車両を預かるものではありません。</u></p> <p><削除></p> <p>二 <u>自動二輪車</u> <u>道路交通法に規定する自動車のうち、いずれも側車付きのものを除く</u>大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいい、<u>また、同法に規定する原動機付自転車を含むものとします。</u></p> <p>三 <u>三輪車</u> <u>道路交通法施行規則に規定するミニカー又は前号の原動機付自転車のうち、三輪のものをいいます。</u></p> <p>四 <u>自動車</u> <u>道路交通法に規定する自動車のうち、第二号の自動二輪車を除く四輪自動車をいいます。</u></p> <p>五 <u>車両</u> <u>前三号に規定する自動二輪車、三輪者及び自動車をいいます。</u></p> <p>六 <u>管理者</u> <u>首都高速道路サービス株式会社をいい、その従業員及び首都高速道路サービス株式会社により駐車場の運営管理に係る業務の委託を受けた者の従業員を含みます。</u></p> <p>七 <u>利用者</u> <u>車両を駐車する目的で駐車場を利用し又は利用しようとする者をいいます。</u></p> <p>八 <u>時間制駐車</u> <u>駐車時間に応じた駐車料金を支払うことによる駐車場の利用をいいます。</u></p> <p>九 <u>時間制利用者</u> <u>時間制駐車の利用者をいいます。</u></p> <p>十 <u>駐車料金</u> <u>時間制駐車料金をいいます。</u></p> <p>十一 <u>定期駐車券</u> <u>駐車場が空車のときに、時間制駐車を定額で利用できる券をいいます。</u></p> <p>十二 <u>定期利用者</u> <u>定期駐車券を購入し、利用する者をいいます。</u></p> <p>十三 <u>定期料金</u> <u>定期駐車券の購入に係る料金をいいます。</u></p> <p>2 <u>本約款において、金額は全て消費税相当額及び地方消費税相当額を含む税込額とします。</u></p> <p>（契約の成立）</p> <p>第3条 <u>利用者は、本約款に同意した上で駐車場を利用するものとみなします。</u></p> <p>2 <u>駐車場の利用に係る契約は、自動車においては、自動車が所定の入庫口を通過したときに成立するものとし、自動二輪車及び三輪車（以下「自動二輪車等」といいます。）においては、利用者が所定の駐車位置に自動二輪車等を駐車したときに成立するものとします。</u></p> <p>（事業上の告知）</p> <p>第4条 <u>管理者は、</u> 駐車場に関して告知をしようとする場合、当該告知事項を <u>駐車場内</u> に掲示します。別段の定めがない限り、掲示の日から起算して7日目の午後12時を経過したことをもって、管理者は当該告知事項が利用者 に了知されたものとみなします。</p> <p>2 <u>管理者は、本約款の変更をするときは、変更をする旨、変更後の内容並びにその効力発生時期について、インターネット上での公開又は駐車場内の掲示により利用者 に周知します。</u></p> <p>第2章 営業</p> <p>（営業時間）</p> <p>第5条 <略></p> <p>（利用期間）</p> <p>第6条 時間制駐車 の1回の利用は、<u>自動車</u> にあつては駐車券を受け取った日時 から、自動二輪車等 にあつては駐車位置に備付けのチェーンによりロックされた日時 からそれぞれ起算して7日目の午後12時までを限度とします。ただし、管理者に事前の承認を受けた場合には、この限りではありません。</p> <p>2 <u>定期駐車券による1回の利用は、自動車にあつては所定の入庫口を通過した日から、自動二輪車等にあつては所定の駐車室に自動二輪車等を駐車した日からそれぞれ起算して7日目の午後12時までを限度とします。ただし、管理者に事前の承認を受けた場合には、この限りではありません。</u></p> <p>（営業休止等）</p> <p>第7条 <u>管理者は、</u> 次の各号の一に該当する場合、駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車室の隔絶、車路の通行止、駐車車両の退避等を行うことができるものとします。</p> <p>一 天災地変による災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊その他これらに準ずる事故が発生し、又は発生するおそれがあると認められる <u>とき。</u></p> <p>二 保安上営業の継続が適当でないときと認められる <u>とき。</u></p> <p>三 工事、清掃又は消毒を行うため必要があると認められる <u>とき。</u></p> <p>四 前各号のほか、管理上緊急の措置をとる必要があると認められる <u>とき。</u></p> <p>（駐車場の出入）</p> <p>第8条 <u>時間制</u> 利用者は、<u>自動車</u> を駐車するときは、駐車場入口で <u>駐車券</u> を受領して入庫し、<u>出庫しようとするときは、事前精算機又は出口精算機にて駐車料金を支払った後に</u> <u>出庫して</u> ください。</p> <p><削除></p>	<p>首都高速道路サービス株式会社 <u>都市計画</u> 駐車場利用約款</p> <p>第1章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 <u>この約款は、首都高速道路サービス株式会社の管理に係る都市計画</u> 駐車場（以下「駐車場」といいます。）の利用に関する事項を定めたものです。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 <u>この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。</u></p> <p><新設></p> <p>一 <u>車両</u> <u>駐車場法第2条第1項第4号に規定する自動車であつて、かつ、駐車場を利用するものをいいます。</u></p> <p>二 <u>自動二輪車</u> <u>駐車場法第2条第1項第4号に規定する自動車のうち、大型自動二輪車（側車付きのものを除きます。）及び普通自動二輪車（側車付きのものを除きます。）であつて、かつ、駐車場を利用するものをいいます。</u></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p>三 <u>利用者</u> <u>駐車する目的で駐車場を利用する者をいいます。</u></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p>2 <新設></p> <p><新設></p> <p>（事業上の告知）</p> <p>第3条 <u>駐車場の事業</u> に関して告知をしようとする場合 <u>においては、</u> 当該告知事項を <u>所定の場所</u> に掲示します。 <u>この場合においては、</u> 別段の定めがない限り、掲示の日から起算して7日目の午後12時を経過したことをもって、当該告知事項は利用者 に了知されたものとみなします。</p> <p>2 <新設></p> <p>第2章 営業</p> <p>（営業時間）</p> <p>第4条 <略></p> <p>（時間制駐車の利用期間）</p> <p>第5条 <u>駐車時間に</u> 応じた <u>駐車料金を支払うことによる駐車場の利用</u>（以下「時間制駐車」といいます。）の1回の利用は、<u>自動二輪車以外の車両</u> においては <u>駐車票</u> を受け取った日から、<u>自動二輪車</u> においては <u>自動二輪車の駐車位置</u> 備付けのチェーンによりロックされた日からそれぞれ起算して7日目の午後12時までを限度とします。ただし、管理者に事前の承認を受けた場合には、この限りではありません。</p> <p>2 <新設></p> <p>（営業休止等）</p> <p>第6条 次の各号の一に該当する場合 <u>においては、</u> 駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車室の隔絶、車路の通行止、駐車車両の退避等を行うことができるものとします。</p> <p>一 天災地変による災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊その他これらに準ずる事故が発生し、又は発生するおそれがあると認められる <u>場合</u></p> <p>二 保安上営業の継続が適当でないときと認められる <u>場合</u></p> <p>三 工事、清掃又は消毒を行うため必要があると認められる <u>場合</u></p> <p>四 前各号に <u>掲げる場合の外、</u> 管理上緊急の措置をとる必要があると認められる <u>場合</u></p> <p>（駐車場の出入）</p> <p>第7条 利用者は、<u>自動二輪車以外の車両</u> を駐車しようとするときは、駐車場入口において <u>駐車票</u> 発券機により <u>駐車票</u> を受領し、入庫してください。 <u>ただし、定期駐車券による利用者</u>（以下「定期駐車券利用者」といいます。）については、これに代えて、<u>駐車票</u> 発券機により <u>所定の処理</u> を行い、入庫してください。</p> <p>2 <u>利用者は、自動二輪車以外の車両</u> を出庫しようとするときは、<u>駐車場</u> 出口において <u>所定の方法</u> にて <u>駐車料金を支払い、又は料金精算機による処理</u> をした後、<u>出庫</u> してください。 <u>この場合において、管理者は、定期駐車券利用者については当該定期駐車券の記載事項を、自動二輪車以外の車両のうち次2条の規定により駐車料金の徴収猶予又は駐車料金の別納を認められた車両については当該事実を、提示を求めることなどにより確認することができます。</u></p>

2 時間制利用者は、自動二輪車等を駐車するときは、所定の自動二輪車等用入口より入庫し、入庫後、駐車位置備付けのチェーンによりロックしてください。出庫しようとするときは、自動二輪車等専用の精算機にて駐車料金を支払った後、自動二輪車用出口より出庫してください。

<削除>

3 定期利用者は、定期駐車券の購入時に管理者から指示があった方法により入出庫してください。

(駐車料金の徴収猶予)

第9条 管理者は、やむを得ない事情があるときは、駐車料金の徴収を猶予することがあります。

2 前項の規定により駐車料金の徴収を猶予された利用者は、猶予された日から起算して7日以内に、管理者の発行する請求書に記載された料金を納付しなければなりません。

(駐車料金の別納)

<削除>

(駐車位置の変更)

第10条 管理者は、駐車場の管理上必要がある場合、利用者に対し車両の駐車位置の変更を求めることがあります。

(駐車場内の通行)

第11条 利用者は、駐車場内における車両の通行に際し、道路交通関係法令に定める交通規制の例によるほか、次の各号を遵守しなければなりません。

一 ～ 五 <略>

六 <削除>

(遵守事項)

第12条 利用者は、駐車場において、次の各号を遵守しなければなりません。

一 喫煙し、又は火気を使用しないこと。

二 駐車中はエンジンを必ず停止させること。

三 車両を離れるときは窓を閉め、ドア及びトランク等を施錠すること。

四 車両内に貴重品を置き、又は駐車場に私物を放置しないこと。

五 吸殻その他塵芥は、すべて持ち帰ること。

六 他の利用者の駐車位置、事務室、機械室、電気室、倉庫等の中にみだりに立ち入らないこと。

<削除>

七 営業、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為をしないこと。

八 自転車やスケートボード、キックボード等を使用しないこと。

九 駐車場又は車両内で宿泊し、及びその他の不衛生な行為を行わないこと。

十 車両を洗浄する場合は、所定の場所において行うこと。

十一 <略>

十二 前各号のほか、管理者の業務に支障を来す行為又は他の利用者の妨げとなる行為をしないこと。

(時間制駐車による自動二輪車駐車場の利用者の遵守事項)

<削除>

(車両の制限)

第13条 駐車場に駐車できる車両は、積載物又は取付物を含めて次表の基準を超えないものとします。

一 ～ 四 <削除>

駐車場の名称	時間制利用による自動車の制限基準	定期駐車券利用による自動車の制限基準	自動二輪車等の制限基準
日本橋兜町駐車場	長さ 6.0メートル 幅 2.0メートル 高さ 2.1メートル 総重量 4.0トン	長さ 5.5メートル 幅 1.9メートル 高さ 2.1メートル 総重量 4.0トン	長さ 2.5メートル 幅 1.0メートル 高さ 2.1メートル 総重量 4.0トン

2 <削除>

3 利用者は、自動二輪車を駐車しようとするときは、自動二輪車専用入口より入庫してください。この場合において、時間制駐車の自動二輪車にあつては、入庫後、前輪を駐車位置備付けのスタンドに固定した上、駐車位置備付けのチェーンによりロックした後、利用者が自動二輪車専用の精算機により暗証番号を設定してください。

4 利用者は、時間制駐車の自動二輪車を出庫しようとするときは、自動二輪車専用の料金精算機にて駐車料金を支払った後、自動二輪車専用出口より出庫してください。また、第21条第1項に定める自動二輪車定期駐車券利用者にあつては、場内管理員に自動二輪車定期駐車券を提示後、自動二輪車専用出口より出庫してください。この場合において、管理者は、次2条の規定により駐車料金の徴収猶予又は駐車料金の別納を認められた自動二輪車について当該事実を、提示を求めることなどにより確認することができます。

<新設>

(駐車料金の徴収猶予)

第8条 利用者にやむを得ないと認められる特別な事情があるときは、駐車料金(定期駐車券及びプリペイドカードの料金を除きます。)の徴収の猶予をする場合があります。

2 前項の規定に基づき駐車料金の徴収を猶予された利用者は、当該駐車料金の徴収を猶予された日から起算して7日以内に、管理者の発行する料金支払請求書に所定額の料金を添えて、納付しなければならないものとします。

(駐車料金の別納)

第9条 百貨店、飲食店、商店、パーティーの主催者等(以下「百貨店等」といいます。)が、当該百貨店等の交付する別納サービス券を持参する利用者に係る駐車料金についてその全部又は一部を当該利用者に代わって負担する旨を管理者と特約した場合において、当該百貨店等が当該特約に基づいて交付する別納サービス券を持参した利用者は、駐車料金の全部又は一部に充てるものとして、当該別納サービス券を使用することができます。

(駐車位置の変更)

第10条 管理者が駐車場の管理上必要があると認めた場合においては、利用者に対して駐車位置を変更させていただく場合があります。

(駐車場内の通行)

第11条 利用者は、駐車場内における車両の通行に際し、道路交通関係法令に定める交通規制の例による外、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならないものとします。

一 ～ 五 <略>

六 自動二輪車が入出庫する際は、他の自動二輪車以外の車両の入出庫が終わり、ゲートバーが降りてから、徐行して自動二輪車専用出入口を通過すること。

(遵守事項)

第12条 利用者は、駐車場において、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならないものとします。

一 指定位置以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。

二 駐車中はエンジンを必ず停止すること。

<新設>

<新設>

三 吸殻その他塵芥は、所定の容器に捨てること。

四 他の利用者の駐車位置、事務室、機械室、電気室、倉庫等の中にみだりに立ち入らないこと。

五 休憩する場合は、所定の休憩室を使用すること。

<新設>

<新設>

六 駐車場内で宿泊しないこと。

七 車両を洗浄し、又は修理する場合は、所定の場所において行うこと。

八 <略>

九 前各号に掲げる事項の外、管理者の業務に支障を来す行為又は他の利用者の妨げとなる行為をしないこと。

(時間制駐車による自動二輪車駐車場の利用者の遵守事項)

第13条 前条の定めによる外、時間制駐車による自動二輪車駐車場の利用者は、駐車場において次の各号に掲げる事項を遵守しなければならないものとします。

二 駐車位置備付けのスタンドに前輪を固定し、黄色線に後輪を載せること。

二 駐車位置備付けのチェーンによりロックすること。

(車両の制限)

第14条 自動二輪車以外の車両のうち、駐車場に駐車できるものは、その積載物又は取付物を含めて次の各号に定める基準を超えないものとします。

二 長さ 6.0メートル

二 幅 2.0メートル

三 高さ 2.1メートル

四 総重量 4.0トン

表<新設>

2 自動二輪車のうち、駐車場に駐車できるものは、その積載物又は取付物を含めて次表に定める基準を超えないものとします。

駐車場の名称	時間制利用による自動二輪車の制限基準	定期駐車券利用による自動二輪車の制限基準
汐留駐車場	＝	長さ 2.4メートル 幅 1.1メートル 高さ 2.1メートル 総重量 4.0トン
兜町駐車場	長さ 2.5メートル 幅 1.0メートル 高さ 2.1メートル 総重量 4.0トン	長さ 2.5メートル 幅 1.2メートル 高さ 2.1メートル 総重量 4.0トン
千駄ヶ谷駐車場	＝	長さ 2.2メートル 幅 0.9メートル 高さ 2.1メートル 総重量 4.0トン

2 自動二輪車等のうち、時間制駐車により駐車場に駐車できるものは、前項の規定のほか、次の各号を満たすものとします。
 一 ～ 三 <略>
 <削除>

(駐車拒絶等)

第14条 管理者は、駐車場が満車である場合、駐車を拒絶することがあります。
 2 管理者は、次の各号の一に該当する場合、駐車を拒絶し、又は退去させることがあります。
 一 車両が駐車場の施設等を滅失し、き損し、又は汚損するおそれがあるとき。
 二 車両が消防法令に適合するガソリン携行缶を除く、危険物等を積載し、又は取り付けているとき。
 三 車両が著しく騒音又は臭気を発するとき。
 四 車両が非衛生的なものを積載し、若しくは取り付けているとき。又は、液汁を出し、若しくは積載物をこぼすおそれがあるとき。
 <削除>
 五 利用者又は車両による駐車場の利用が法令及び東京都条例(以下「法令等」といいます。)の規制に抵触し、又は抵触するものと認められるとき。
 六 利用者が東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者と判断するに足る理由があるとき。

(出庫拒絶)

第15条 管理者は、出庫しようとする車両が次の各号の一に該当する場合、当該車両の出庫を拒絶します。
 一 正当な理由なく所定の方法にて駐車料金を支払わないとき。
 <削除>
 <削除>
 二 <略>

(事故に対する措置)

第16条 管理者は、駐車場において事故が発生し、又はそのおそれがあるときは、速やかに必要な措置をとるものとします。この場合、管理者は利用者の同意を得ずに応急の措置をとることができます。

(事故等の届出)

第17条 利用者は、次の各号の一に該当する場合、直ちにその旨を管理者に届け出なければなりません。
 一 駐車場において交通事故を引き起こしたとき。
 二 駐車場の施設等を滅失し、き損し、又は汚損したとき。
 三 駐車場の施設等に異常を発見し、又は被害の発生を認めたとき。
 四 前各号のほか、駐車場において異常を発見し、又は被害の発生を認めたとき。

第3章 駐車料金の算定等

(駐車時間)

第18条 時間制駐車による駐車料金を算出するための駐車時間(以下「駐車時間」といいます。)は、自動車にあっては、入庫の時刻から出庫の時刻までの経過時間とし、自動二輪車等にあっては、駐車位置備付けのチェーンによりロックした時刻から自動二輪車等専用の精算機により駐車料金を精算した時刻までの経過時間とします。

(駐車料金)

第19条 駐車料金は、次表のとおりとします。

駐車場の名称	自動車の駐車料金の額	自動二輪車等の駐車料金の額
日本橋兜町駐車場	駐車時間毎 30 分間(30 分未満の端数は 30 分に切り上げる。)につき 250 円。ただし、1 日(入庫から当日午後 12 時まで)上限 3,000 円	駐車時間毎 1 時間(1 時間未満の端数は 1 時間に切り上げる。)につき 100 円

駐車場の名称	時間制利用による自動二輪車の制限基準	定期駐車券利用による自動二輪車の制限基準
汐留駐車場	＝	長さ 2.4メートル 幅 1.1メートル 高さ 2.1メートル 総重量 4.0トン
兜町駐車場	長さ 2.5メートル 幅 1.0メートル 高さ 2.1メートル 総重量 4.0トン	長さ 2.5メートル 幅 1.2メートル 高さ 2.1メートル 総重量 4.0トン
千駄ヶ谷駐車場	＝	長さ 2.2メートル 幅 0.9メートル 高さ 2.1メートル 総重量 4.0トン

3 自動二輪車のうち、駐車場に時間制駐車により駐車できるものは、前項の規定の外、次の各号に掲げる要件を満たすものとします。
 一 ～ 三 <略>
 4 駐車場において前3項と異なる基準が定められている場合にあっては、その定めるところによるものとします。

(駐車拒絶等)

第15条 駐車場が満車である場合には、駐車を拒絶することがあります。
 2 駐車しようとする車両又は駐車中の車両が、次の各号の一に該当するときは、当該車両の駐車を拒絶し、又は退去させる場合があります。
 一 駐車場の施設等を滅失し、き損し、又は汚損するおそれがあるとき。
 二 消防法令に適合する車両備え付けのガソリン携行缶を除き、引火物、爆発物その他の危険物を積載し、又は取り付けているとき。
 三 著しく騒音又は臭気を発するとき。
 四 非衛生的なものを積載し、若しくは取り付けているとき。又は液汁を出し、若しくは積載物をこぼすおそれがあるとき。
 五 その他駐車場の管理上支障があると認められるとき。
 <新設>
 <新設>

(出庫拒絶)

第16条 車両が出庫しようとする場合であって、次の各号の一に該当するときは、当該車両の出庫を拒絶するものとします。
 一 正当な理由なく所定の方法にて駐車料金の支払い、又は料金精算機による処理を行わなかったとき。
 二 正当な理由なく駐車票を返納しないとき。
 三 定期駐車券の通用期間が既に満了しているとき。
 四 <略>

(事故に対する措置)

第17条 駐車場において事故が発生し、又はそのおそれがあるときは、速やかに必要な措置をとるものとします。この場合において、緊急やむを得ないときにおいては、管理者は利用者の同意を得ずに応急の措置をとることができるものとします。

(事故等の届出及び応急措置)

第18条 利用者は、次の各号の一に該当する場合においては、直ちにその旨を管理者に届け出なければならないものとします。
 一 駐車場において交通事故を引き起こした場合
 二 駐車場の施設等を滅失し、き損し、又は汚損した場合
 三 駐車場の施設等に異常を発見し、又は被害の発生を認めた場合
 四 前各号に掲げる場合の外、駐車場において異常を発見し、又は被害の発生を認めたとき。

第3章 駐車料金の算定等

(駐車時間)

第19条 時間制駐車による駐車料金を算出するための駐車時間(以下「駐車時間」といいます。)は、自動二輪車以外の車両にあっては、入庫の時刻から出庫の時刻までの経過時間とし、自動二輪車にあっては、駐車位置備付けのチェーンによりロックした時刻から自動二輪車専用の料金精算機により駐車料金を精算した時刻までの経過時間とします。

(駐車料金)

第20条 駐車料金は、定期駐車券利用者を除き、次表のとおりとします。

駐車場の名称	自動二輪車以外の車両の時間制駐車料金の額	自動二輪車の時間制駐車料金の額
汐留駐車場	駐車時間毎 30 分間(30 分未満の端数は 30 分に切り上げる。)につき 250 円。ただし、1 日(入庫から 24 時間を経過するまで)上限 2,400 円	＝
兜町駐車場	駐車時間毎 30 分間(30 分未満の端数は 30 分に切り上げる。)につき 250 円。ただし、1 日(入庫から当日午後 12 時まで)上限 3,000 円	駐車時間毎 1 時間(1 時間未満の端数は 1 時間に切り上げる。)につき 100 円

本町駐車場	駐車時間毎 30 分間(30 分未満の端数は 30 分に切り上げる。)につき 250 円。ただし、1 日(入庫から 24 時間を経過するまで)上限 2,800 円	—
白魚橋駐車場	駐車時間毎 30 分間(30 分未満の端数は 30 分に切り上げる。)につき 250 円。ただし、月曜日から土曜日まで1 日(入庫から当日午後 12 時まで)上限 2,400 円、日曜日及び休日1 日(入庫から当日午後 12 時まで)上限 1,200 円	—
千駄ヶ谷駐車場	駐車時間毎 30 分間(30 分未満の端数は 30 分に切り上げる。)につき 250 円。ただし、1 日(入庫から 24 時間を経過するまで)上限 2,500 円	—

(定期駐車券)

第20条 <削除>

定期駐車券の種類、区分、有効時間、有効時間数、通用期間及び料金の額は次表のとおりとします。なお、駐車場の状況により、利用者が希望する定期駐車券を販売できないことがあります。

駐車場の名称	種類	区分	有効時間	有効時間数	通用期間	料金の額
日本橋兜町 駐車場	普通定期駐車券	全日	全日	24時間	1ヶ月 3ヶ月 6ヶ月	64,950 円 185,100 円 350,730 円
		限定	全日	24時間	1ヶ月	47,130 円
		昼間	午前8時から午後8時まで	12時間	1ヶ月 3ヶ月	45,030 円 128,430 円
		夜間	午後5時30分から翌日午前8時30分まで 並びに日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの全日	15時間		32,500 円 92,600 円
	自動二輪車等 定期駐車券		車室:1.0m×2.1m 車室:1.2m×2.2m 車室:1.5m×2.5m	全日	24時間	1ヶ月

(定期駐車券)

第21条 定期駐車券は、自動二輪車以外の車両にあっては普通定期駐車券及び特殊定期駐車券とし、自動二輪車にあっては自動二輪車定期駐車券とします。

2 普通定期駐車券及び特殊定期駐車券並びに自動二輪車定期駐車券の区分、有効時間、有効時間数、通用期間及び料金の額は次表のとおりとします。なお、定期駐車券は、所定の料金と引き換えに発行するものとします。

種類	駐車場の名称	区分	有効時間	有効時間数	通用期間	料金の額
普通定期 駐車券	兜町駐車場 本町駐車場 白魚橋駐車場	昼間	午前8時00分から 午後8時00分まで	12時間	1ヶ月 3ヶ月	45,030 円 128,430 円
		夜間	午後5時30分から翌日午前8時30分まで(汐留駐車場においては午後3時00分から翌日午前6時00分まで)並びに日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日の全日	15時間	1ヶ月 3ヶ月	39,800 円 113,450 円
	兜町駐車場	夜間	午後5時30分から翌日午前8時30分まで 並びに日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日の全日	15時間	1ヶ月 3ヶ月	32,500 円 92,600 円
	兜町駐車場 白魚橋駐車場	全日	全日	24時間	1ヶ月 3ヶ月 6ヶ月	64,950 円 185,100 円 350,730 円
	汐留駐車場	全日	全日	24時間	1ヶ月 3ヶ月 6ヶ月	54,490 円 155,290 円 294,250 円
	本町駐車場	全日	全日	24時間	1ヶ月 3ヶ月 6ヶ月	50,920 円 145,130 円 275,000 円
	汐留駐車場	限定	全日	24時間	1ヶ月	44,000 円
	兜町駐車場	限定	全日	24時間	1ヶ月	47,130 円
	千駄ヶ谷 駐車場	昼間	午前8時00分から 午後8時00分まで	12時間	1ヶ月 3ヶ月	32,680 円 96,680 円
		全日	全日	24時間	1ヶ月 3ヶ月 6ヶ月	47,130 円 139,430 円 254,560 円
特殊定期 駐車券	汐留駐車場	特殊 Ⅰ	午前0時30分から 午後2時30分まで	14時間	1ヶ月	28,280 円
	千駄ヶ谷 駐車場	特殊 Ⅰ	午前9時00分から 午後9時00分まで	12時間	1ヶ月 3ヶ月	32,680 円 96,680 円
	汐留駐車場 兜町駐車場 本町駐車場 白魚橋駐車場	特殊 Ⅱ	午前7時00分から 午後7時00分まで	12時間	1ヶ月 3ヶ月	45,030 円 128,430 円
	千駄ヶ谷 駐車場	特殊 Ⅱ	午前7時00分から 午後7時00分まで	12時間	1ヶ月 3ヶ月	32,680 円 96,680 円
自動二 輪車定 期駐車 券	汐留駐車場	車室:0.9m×2.2m 車室:1.1m×2.2m 車室:1.4m×2.4m	全日	24時間	1ヶ月	10,360 円 12,560 円 15,700 円
	兜町駐車場	車室:1.0m×2.1m 車室:1.2m×2.2m 車室:1.5m×2.5m	全日	24時間	1ヶ月	10,360 円 12,560 円 15,700 円
	千駄ヶ谷 駐車場	車室:0.9m×2.2m	全日	24時間	1ヶ月	6,900 円

<p>注1～3<削除></p> <p>2 定期駐車券は、管理者が利用者から必要な所定の書類を受領し、かつ所定の銀行口座に所定の定期料金が振り込まれたことを確認したうえで発行します。なお、初回購入時及び本条第9項に規定する継続に振込手数料が発生する場合、当該手数料は利用者が負担するものとします。</p> <p>3 駐車場が満車であるなどの場合、管理者は定期利用者の駐車を拒絶することがあります。なお、この場合、定期駐車券の割戻しは行いません。</p> <p>4 定期駐車券は、申込時に提出した自動車検査証等に記載された所有者又は使用者(以下「所有者等」といいます。)が、当該検査証等に記載された登録番号を有する車両を、当該定期駐車券を購入した駐車場に駐車するときに限り利用できるものとします。また、駐車エリアを指定する定期駐車券においては、当該指定エリアに限り駐車できるものとします。</p> <p>5 定期利用者は、代車を駐車するときは、当該代車の登録番号などをあらかじめ通知するものとします。代車を駐車できる期間は当該代車を初めて駐車する日から起算して1か月までとし、管理者に延長を申請することで、起算日から最大6か月まで使用できるものとします。</p> <p>6 定期駐車券の通用期間は、原則として月の初日とし、終期は月の末日とします。ただし、管理者に事前の承認を受けた場合には、この限りではありません。なお、1か月に満たない期間に係る定期料金については、購入する定期駐車券の1か月料金を月の日数にかかわらず30で除して利用日数を乗じて算出し、10円未満の端数は切上げとします。</p> <p><削除></p> <p>7 定期利用者がその有効時間又は通用期間を超えて駐車した場合、駐車料金が発生します。</p> <p>8 管理者は、定期利用者から定期駐車券再発行の申請があったときは、申請者が当該定期駐車券に係る正当な所有者であることを確認できた場合に限り、定期駐車券を再発行します。</p> <p>9 定期利用者は、定期駐車券の終期が属する月の1日から25日までの間に所定の銀行口座に定期料金を振り込むことで、定期駐車券の終期の翌日を始期として、継続して定期駐車券を利用できるものとします。なお、定期駐車券の終期が属する月以外に更新はできません。</p> <p>10 定期利用者から定期駐車券の終期までに定期料金の支払いがない場合、管理者は定期利用者が定期利用を終了するものとみなし、当該定期駐車券を無効とします。</p> <p>11 定期利用者は、定期利用を中止又は終了するときは、定期駐車券を返納しなければなりません。なお、利用者が定期駐車券を紛失した場合、第28条に規定する再発行手数料を請求します。</p> <p>12 管理者は、次の各号の一に該当する場合、何ら催告なく定期駐車券を無効とすることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 定期利用者が本約款の条項に違反し、管理者が是正を求めたにもかかわらず、是正を求めた日から起算して2週間以上改善が見られなかったとき。 二 定期利用者が、東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者と判断するに足る理由があるとき。 三 駐車場の利用が前号以外の法令等の規制に抵触し、又は抵触するものと認められるとき。 <p>13 管理者は、原則として利用者に対し定期料金に係る請求書を発行しません。</p> <p>14 二輪自動車の定期料金について、表の基準のほか排気量等による基準が駐車場ごとに定められているときは、利用者は管理者の指示に従うものとします。</p> <p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第21条 利用者は、定期駐車券の購入にあたり、個人情報の取扱いについて管理者が定めるプライバシーポリシーに同意し、同意書を提出するものとします。</p> <p>(プリペイドカード)</p> <p>第22条 管理者は、駐車料金の支払いに使用できるプリペイドカードを販売します。管理者は、販売したプリペイドカードについて、いかなる理由においても払戻しは行わず、紛失したプリペイドカードの再発行は行いません。また、販売済の回数駐車券及び旧公園駐車カードについては、相当する残高を付与したプリペイドカードと交換の上使用できるものとします。</p> <p>表 <削除></p> <p>2 管理者は、利用者からプリペイドカードのき損等による再発行の申込みがあったときは、当該プリペイドカードが真正なものであり、かつ、直前の当該プリペイドカード残高に係る情報を管理者が確認できる場合に限り、相当する残高を付与したプリペイドカードを再発行します。</p> <p>3 <削除></p> <p>(駐車サービス券・割引認証処理)</p> <p>第23条 所定の条件を満たした利用者に対し、管理者又は駐車場の近隣店舗等が交付するサービス券は、自動車駐車料金の全部又は一部の支払いに充てることができるものとします。また、管理者又は駐車場の近隣店舗等が駐車券に割引認証処理を行う場合も同様とします。</p> <p>2 ～ 4 <削除></p>	<p>注1 第21条第6項の規定により通用期間の終期を月の末日として発行する定期駐車券の料金は、次式により算出したものとします。</p> $\text{該当する定期駐車券の料金} + (\text{通用期間の始期から当該始期の日の属する月の末日までの日数} \div 30 \text{日}) \times \text{該当する定期駐車券の1ヶ月の料金}$ <p>2 1により算出した料金に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとします。</p> <p>3 汐留駐車場限定、兜町駐車場限定に区分される定期駐車券は、駐車位置を地下2階等それぞれの駐車場において指定された場所に限定します。</p> <p><新設></p> <p>3 駐車場が満車である場合においては、第15条第1項の規定に基づき、定期駐車券利用者といえども駐車を拒絶する場合があります。この場合における定期駐車券の割戻しは行わないものとします。</p> <p>4 定期駐車券の利用は、当該定期駐車券を発行した駐車場に限るものとします。また、地下2階等駐車エリアを指定して発行される定期駐車券にあつては、当該指定されたエリアに限り、当該定期駐車券を利用して駐車することができるものとします。</p> <p><新設></p> <p>5 定期駐車券の通用期間は、当該定期駐車券発行の日の属する月の初日又はその翌月の初日から起算します。ただし、特に希望する場合においては、通用期間の始期を月の初日以外の日とすることができます。</p> <p>6 前項ただし書の場合においては、第2項の通用期間の規定にかかわらず、通用期間の終期を当該定期駐車券の通用期間の始期の日の属する月の翌月の末日、3ヶ月後の月の末日又は6ヶ月後の月の末日とすることができます。</p> <p>7 定期駐車券利用者がその有効時間又は通用期間を超えて駐車した場合における超過時間の駐車料金の算定は、前2条の規定によるものとします。</p> <p>8 利用者から定期駐車券のき損、紛失等による再発行の申込みがあったときは、当該利用者が当該定期駐車券に係る正当な所有者であることを確認できた場合に限り、定期駐車券を再発行するものとします。この場合においては、手数料として定期駐車券1枚につき110円(消費税相当額及び地方消費税相当額を含みます。)を徴収するものとします。ただし、当該き損等が管理者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りではありません。</p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p>9 利用者は、定期駐車券の通用期間が満了した場合においては、当該定期駐車券を返納しなければならないものとします。</p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p>(プリペイドカード)</p> <p>第22条 自動二輪車以外の車両の時間制駐車に利用可能なプリペイドカードの料金の額は次表のとおりとし、所定の料金と引き換えに発行するものとします。なお、販売したプリペイドカードについては、いかなる理由においても払戻しは行わないものとします。また、既に販売済の回数駐車券については、プリペイドカードと交換の上使用することができるものとします。</p> <table border="1" data-bbox="1546 1297 2139 1465"> <thead> <tr> <th>券の種類</th> <th>券面の表示</th> <th>料金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円券</td> <td>5,500</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>10,000円券</td> <td>11,300</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>20,000円券</td> <td>23,200</td> <td>20,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 利用者からプリペイドカードのき損等による再発行の申込みがあったときは、当該き損等したプリペイドカードが真正なものであることを確認した後、プリペイドカードを再発行するものとします。ただし、当該き損したプリペイドカードから必要な情報が読み取れない場合においては、その情報が読み取れる限りにおいて、相当するプリペイドカードを再発行するものとします。</p> <p>3 前項の場合においては、手数料としてプリペイドカード1枚につき110円(消費税相当額及び地方消費税相当額を含みます。)を徴収するものとします。ただし、当該き損等が管理者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りではありません。</p> <p>(駐車サービス券)</p> <p>第23条 自動二輪車以外の車両の時間制駐車に利用可能な駐車サービス券の額は当該駐車場の30分又は1時間利用料金分とし、所定の料金と引き換えに発行するものとします。ただし、管理者が必要と認めた場合においては、この限りではありません。なお、販売した駐車サービス券については、いかなる理由においても払戻しは行わないものとします。</p> <p>2 前項の駐車サービス券は、駐車場における料金の支払いに際し、現金に代えて利用することができるものとし、これを一回の利用に限り、駐車料金30分又は1時間分に充てることができるものとします。</p> <p>3 利用者から駐車サービス券のき損等による再発行の申込みがあったときは、当該き損等した駐車サービス券が真正なものであることを確認した後、駐車サービス券を再発行するものとします。</p> <p>4 前項の場合においては、手数料として駐車サービス券1枚につき110円(消費税相当額及び地方消費税相当額を含みます。)を徴収するものとします。ただし、当該き損等が管理者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りではありません。</p>	券の種類	券面の表示	料金の額	5,000円券	5,500	5,000円	10,000円券	11,300	10,000円	20,000円券	23,200	20,000円
券の種類	券面の表示	料金の額											
5,000円券	5,500	5,000円											
10,000円券	11,300	10,000円											
20,000円券	23,200	20,000円											

<p>(不正利用に対する割増駐車料金)</p> <p>第24条 管理者は、次の各号の一に該当する場合、当該利用に係る駐車料金のほかにその2倍相当額の割増駐車料金を徴収します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 二 時間制利用者が駐車料金を支払わずに駐車したとき。 三 定期利用者が他の車両の定期券を使用したとき。ただし、管理者に事前の承認を受けた場合には、この限りではありません。 四 定期利用者が通用期間又は有効時間以外の日時に、不正に定期券を使用したとき。 五 利用者が駐車券・定期駐車券・プリペイドカード等の磁気内容又は券面表示を改変したとき。 <p>2 ～ 3 <削除></p> <p>(駐車券紛失)</p> <p>第25条 時間制利用者は、駐車券を紛失した場合、出庫前に管理員に伝えるか、出庫時に出口精算機にて紛失券ボタンを押下してください。管理者は、画像認証機能等により真正な駐車料金を請求します。画像認証等に失敗した場合、呼出しボタンを押下し管理者を呼び出してください。管理者は、当該利用者の入庫時刻を確認のうえ、真正な駐車料金を請求します。</p> <p>2 ～ 5 <削除></p> <p>(定期駐車券の切替え)</p> <p>第26条 定期利用者が、通用期間内の定期駐車券について、当該定期駐車券と異なる区分の定期駐車券に切り替えることを希望するときは、<u>日割計算により未経過期間の定期料金を切替え</u>後の定期料金を充当します。この場合、10円未満の端数は切捨てとします。</p> <p>2 管理者は、前項の場合において充当額が切替え後の定期料金を超えるときは、<u>超過額</u>を還付します。</p> <p>(駐車料金の払戻し等)</p> <p>第27条 管理者が払戻し又は割戻しの請求に応ずる場合及びその額は、次の各号のとおりとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 駐車料金又は割増駐車料金の過払の事実があったときは、当該過払の額 二 第7条の規定により営業休止をしたときは、当該休止に係る料金の額(定期利用者が当該定期駐車券の通用期間満了後1ヶ月以内に請求したときに限ります。) 三 定期利用者が所定の払戻請求書を提出した場合は、定期料金から利用中止日までの通用経過期間に応じた利用相当額を減じた額(利用相当額は、月単位の期間にあっては、1か月又は3か月を通用期間とする定期駐車券の販売金額とし、1か月に満たない期間にあっては、時間制駐車料金に払戻対象となる定期駐車券の利用可能時間を乗じた1日あたり料金に経過日数を乗じた額とします。) <p><削除></p> <p>(再発行手数料等)</p> <p>第28条 管理者は、第20条第8項又は第11項の規定により定期駐車券を再発行する場合、再発行手数料として1,100円を徴収します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 管理者は、第22条第2項の規定によりプリペイドカードを再発行する場合、再発行手数料として550円を徴収します。ただし、再発行が利用者の責めに帰すべき事由によらないことが明らかな場合は、この限りではありません。 3 利用者は、原則として前2項の規定による手数料を銀行振込により支払うものとし、振込手数料が発生する場合、当該手数料は利用者が負担するものとします。ただし、釣銭が発生しない場合に限り、現金での支払いを可能とします。 <p>第4章 引取りのない車両の措置</p> <p>(引取りの請求)</p> <p>第29条 時間制利用者があらかじめ管理者への届出を行うことなく第6条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合、又は定期利用者が第20条第10項の規定による定期駐車券の利用終了若しくは第27条第三号の規定による定期駐車券の利用中止の日から起算して7日を超えて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して通知し、又は駐車場において掲示して、管理者が指定する日までに当該車両の引取りを請求することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み、若しくは引き取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確認することができないときは、管理者は、車両の所有者等に対して通知し、又は駐車場において掲示して、管理者が指定する日までに当該車両の引取りを請求し、これを引き渡すことができます。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して当該車両の引渡し等の請求又は異議の申立てをしないものとします。 3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができます。 4 第1項の規定により管理者が指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、管理者はその賠償の責めを負いません。 <p>(車両の調査)</p> <p>第30条 管理者は、前条第1項又は第2項の場合において、利用者又は所有者等(以下「利用者等」といいます。)を確認するために必要な限度において、<u>車内を含め</u>車両を調査することができます。</p>	<p>(不正利用に対する割増駐車料金)</p> <p>第24条 利用者が駐車料金を支払わないで車両を出庫した場合には、管理者は、当該利用者から当該使用に係る駐車時間に対する第20条に規定する駐車料金の外にその2倍相当額の割増駐車料金を徴収することができるものとします。</p> <p>一 ～ 五 <新設></p> <ol style="list-style-type: none"> 2 利用者が定期駐車券について、次の各号の一に該当する使用をした場合は、管理者は、当該定期駐車券を無効として回収し、かつ、当該利用者から当該使用に係る駐車時間に対する第20条に規定する駐車料金の外にその2倍相当額の割増駐車料金を徴収することができるものとします。 一 他の車両の定期駐車券を使用した場合。ただし、管理者が特に認めた場合にあつては、この限りではありません。 二 券面の表示内容を改変して使用した場合 三 通用期間以外の期間に定期駐車券を不正に使用し、又は有効時間以外の時間に定期駐車券を不正に使用した場合 <p>3 利用者が駐車票又はプリペイドカードについて、票面の表示内容を改変する等不正な使用をした場合には、当該利用者から当該使用に係る駐車時間に対する第20条に規定する駐車料金の外にその2倍相当額の割増駐車料金を徴収することができるものとします。</p> <p>(出庫願)</p> <p>第25条 管理者は、利用者より駐車票を紛失した旨の申出があつたときは、出庫願を提出していただくとともに身分証明書その他の必要な証拠書類を提示していただき、当該出庫願の記載内容が真正であることを確認した場合に限り、出庫させるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 前項の出庫願を提出して出庫しようとする自動二輪車以外の車両については、当該出庫願に記載されている入庫時刻を第7条第1項の規定に従い車両が入庫した時刻とみなして駐車料金を算出し、これを徴収するものとします。この場合において、管理者が別途確認した当該車両の入庫時刻が異なっているときは、当該管理者が確認した当該車両の入庫時刻をもって第7条第1項の規定に従い車両が入庫した時刻とみなします。 3 前項の規定により駐車料金を徴収した後、紛失駐車票が発見されたときは、速やかに入庫時刻を確認して正確な駐車料金を確定するとともに、過剰金又は不足金が生じた場合にあっては速やかに精算するものとします。 4 第2項の規定に基づき駐車料金を徴収する場合においては、当該駐車料金に加えて、手数料として110円(消費税相当額及び地方消費税相当額を含みます。)を徴収するものとします。 5 第1項の出庫願に故意に虚偽の記載をしたと認められた場合においては、当該利用者から当該利用に係る駐車時間に対する第20条に規定する駐車料金の外にその2倍相当額の割増駐車料金を徴収することができるものとします。 <p>(定期駐車券の切替え)</p> <p>第26条 通用期間内の定期駐車券について、当該定期駐車券と異なる区分の定期駐車券に切り替えることを希望する者があるときは、<u>次式により計算して得た額(以下「充当額」といいます。)</u>を切替後の定期駐車券の料金に充当するものとします。この場合において、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。</p> $\frac{\text{当該定期駐車券の通用期間の当該定期駐車券の料金の額} \times (\text{当該定期駐車券の通用期間の日数} - \text{始期の日から切替えの日までの日数})}{\text{当該定期駐車券の通用期間の日数}}$ <p>2 前項の場合において、充当額が切替後の定期駐車券の料金を超えるときは、当該超える額を還付するものとします。</p> <p>(駐車料金の払戻し等)</p> <p>第27条 次の各号に掲げる場合に限り、払戻し又は割戻しの請求に応ずるものとし、払戻し又は割戻しの額は、当該各号に掲げるところによるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 駐車料金又は割増駐車料金の過払の事実があつたとき 当該過払の額 二 第6条の規定により営業休止をしたとき 当該休止に係る料金の額(定期駐車券利用者が当該定期駐車券の通用期間満了後1ヶ月以内に請求したときに限ります。) 三 通用期間内の普通定期駐車券及び自動二輪車定期駐車券については、別表に掲げるそれぞれの通用経過期間(通用期間の始期(第21条第6項の規定により月の末日を通用経過期間の終期とする定期駐車券にあっては通用期間の始期の属する月の翌月の初日)から払戻し又は割戻しの請求があつた日までの期間。以下同じ。)に応じて、同表に掲げるそれぞれの額 四 通用期間内の特殊定期駐車券については、別表に掲げる通用経過期間に応じて、同表に掲げる額 <p><新設></p> <p>第4章 引取りのない車両の措置</p> <p>(引取りの請求)</p> <p>第28条 時間制駐車券利用者があらかじめ管理者への届出を行うことなく第5条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合又は定期駐車券利用者が定期駐車券契約の期間の満了、解約若しくは解除となつた日から起算して7日を超えて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して通知し、又は駐車場において掲示して、管理者が指定する日までに当該車両の引取りを請求することができるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み、若しくは引き取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確認することができないときは、管理者は、車両の所有者等(自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。)に対して通知し、又は駐車場において掲示して、管理者が指定する日までに当該車両の引取りを請求し、これを引き渡すことができるものとします。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して当該車両の引渡し等の請求又は異議の申立てをしないものとします。 3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができるものとします。 4 第1項の規定に基づき管理者が指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、管理者はその賠償の責めを負わないものとします。 <p>(車両の調査)</p> <p>第29条 管理者は、前条第1項又は第2項の場合において、利用者又は所有者等(以下「利用者等」といいます。)を確認するために必要な限度において、車両(車内を含みます。)を調査することができるものとします。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(車両の移動)
第31条 管理者は、第29条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者等に通知し、又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができます。

(車両の処分)
第32条 管理者は、利用者等が車両を引き取ることを拒み、若しくは引き取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者等を確知することができない場合であつて、利用者等に対して通知し、又は駐車場において掲示して、期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、当該催告をした日から3ヶ月を経過した後、利用者等に通知し、又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができます。この場合において、車両の時価が売却に要する費用(催告後の車両の保管に要する費用を含みます。)に満たないことが明らかである場合は、利用者等に通知し、又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができます。

- 2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者等に対して通知し、又は駐車場において掲示します。
- 3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除した上で、不足があるときは利用者等に対してその支払を請求し、残額があるときはこれを利用者等に返還します。

第5章 損害賠償

(保管責任)

<削除>

(利用者等に対する損害の賠償)

第33条 管理者は、その責めに帰すべき事由により、車両を滅失し、き損し、又は汚損したときは、当該車両の時価、損害の程度その他の事情を考慮して損害を賠償するものとします。

2 第20条第12項第2号の規定により定期駐車券が無効となった場合、管理者は当該利用者に対する一切の賠償の責めを負わないものとします。

3 第20条第12項第3号の規定により定期駐車券が無効となった場合、管理者は当該利用者に対し、当該定期駐車券の払戻し又は割戻しを除く一切の賠償の責めを負いません。

(車両の積載物又は取付物に関する免責)

第34条 管理者は、車両の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責めを負いません。

(車両又は利用者等の損害に関する免責)

第35条 管理者は、次の各号の一に該当する事由その他の管理者の責めに帰すことのできない事由によって生じた車両又は利用者等の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責めを負いません。

- 一 <略>
- 二 <略>
- 三 駐車場において管理者の責めに帰すことのできない事由によって生じた衝突、接触その他の事故
- 四 第7条の規定による営業休止、駐車室の隔絶、車路の通行止、駐車車両の退避等の措置
- 五 第16条の規定による措置
- 六 第30条の規定による車両の調査
- 七 第31条の規定による車両の移動

(利用者に対する損害賠償の請求)

第36条 管理者は、利用者の責めに帰すべき事由により損害を受けたときは、その者に対して損害の賠償を請求します。

(画像・映像情報の取扱い)

第37条 カメラ等で駐車場内及び駐車場周辺を撮影した画像・映像情報については、駐車場の運営管理、不正駐車取締り、警察等公的機関による犯罪・捜査等の目的の範囲内で利用します。また、撮影した画像・映像情報は上記利用目的に基づいて当社が必要と判断した場合及び法令に基づき開示・提供する義務がある場合を除き、利用者その他第三者に開示・提供しません。

(定めのない事項)

第38条 本約款及び法令等に定めのない事項については、利用者は管理者の指示に従うものとします。

<削除>

別表(第27条関係)

<削除>

(車両の移動)
第30条 管理者は、第28条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者等に通知し、又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができるものとします。

(車両の処分)
第31条 管理者は、利用者等が車両を引き取ることを拒み、若しくは引き取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者等を確知することができない場合であつて、利用者等に対して通知し、又は駐車場において掲示して、期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、当該催告をした日から3ヶ月を経過した後、利用者等に通知し、又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。この場合において、車両の時価が売却に要する費用(催告後の車両の保管に要する費用を含みます。)に満たないことが明らかである場合は、利用者等に通知し、又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。

- 2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者等に対して通知し、又は駐車場において掲示するものとします。
- 3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除した上で、不足があるときは利用者等に対してその支払を請求し、残額があるときはこれを利用者等に返還するものとします。

第5章 保管責任及び損害賠償

(保管責任)

第32条 管理者は、第7条の規定に従い車両が入庫した時から出庫する時まで、その車両の保管責任を負うものとします。

(利用者等に対する損害の賠償)

第33条 管理者は、次条の規定による場合を除き、その責めに帰すべき事由により、車両を滅失し、き損し、又は汚損したときは、当該車両の時価、損害の程度その他の事情を考慮して損害を賠償するものとします。

2 ~ 3 <追加>

(車両の積載物又は取付物に関する免責)

第34条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責めを負わないものとします。

(車両又は利用者等の損害に関する免責)

第35条 管理者は、次の各号の一に該当する事由その他の管理者の責めに帰すことのできない事由によって生じた車両又は利用者等の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責めを負わないものとします。

- 一 <略>
- 二 <略>
- 三 管理者の責めに帰すことのできない事由によって生じた衝突、接触その他の駐車場内における事故
- 四 第6条の規定による営業休止、駐車室の隔絶、車路の通行止、駐車車両の退避等の措置
- 五 第17条の規定による措置
- 六 第29条の規定による車両の調査
- 七 第30条の規定による車両の移動

(利用者に対する損害賠償の請求)

第36条 管理者は、利用者の責めに帰すべき事由により損害を受けたときは、その者に対して損害の賠償を請求するものとします。

<新設>

(この約款に定めのない事項)

第37条 この約款に定めのない事項については、各種法令及び東京都条例(以下「法令等」といいます。)に定めるところによるものとし、法令等の規制に抵触しない限りにおいて、法令等の規定に従って処理するものとします。

- 2 利用者による駐車場の利用が法令等の規制に抵触し、又は抵触するものと認められる場合においては、管理者は当該利用者による以後の利用を拒絶し、及び当該利用者の定期駐車券を催告することなく無効とすることができるものとします。この場合においては、第27条の規定に基づく当該定期駐車券の払戻し又は割戻しを除く外、その名称の如何にかかわらず当該利用者に対する一切の賠償の責めを管理者は負わないものとします。

別表(第27条関係)

	汐留・兜町・本町・白魚橋 駐車場		汐留・白魚橋・本町駐車場			兜町駐車場		
	普通定期駐車券							
	種別	昼間		種別	夜間		種別	夜間
通用経過期間	1ヶ月	3ヶ月	通用経過期間	1ヶ月	3ヶ月	通用経過期間	1ヶ月	3ヶ月
1日	39,030	122,430	1日	32,300	105,950	1日	25,000	85,100
2日	33,030	116,430	2日	24,800	98,450	2日	17,500	77,600
3日	27,030	110,430	3日	17,300	90,950	3日	10,000	70,100
4日	21,030	104,430	4日	9,800	83,450	4日	2,500	62,600
5日	15,030	98,430	5日	2,300	75,950	5日~末日	0	60,100
6日	9,030	92,430	6日~末日	0	73,650	1日		52,600
7日	3,030	86,430	1日		66,150	2日		45,100
8日~末日	0	83,400	2日		58,650	3日		37,600
1日		77,400	3日		51,150	4日		30,100
2日		71,400	4日		43,650	5日~末日		27,600
3日		65,400	5日		36,150	1日		20,100
4日		59,400	6日~末日		33,850	2日		12,600
5日		53,400	1日		26,350	3日		5,100

6日	47,400	2日	18,850	4日~末日	0
7日	41,400	3日	11,350		
8日~末日	38,370	4日	3,850		
1日	32,370	5日~末日	0		
2日	26,370				
3日	20,370				
4日	14,370				
5日	8,370				
6日	2,370				
7日~末日	0				

種別	兜町・白魚橋駐車場			汐留駐車場			本町駐車場			汐留駐車場	兜町駐車場
	普通定期駐車券										
	全日									限定	
通用経過期間	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1ヶ月	1ヶ月
1日	52,950	173.10	338,730	42,490	143.29	282.25	38,920	133.13	263,000	32,000	35,130
2日	40,950	161.10	326,730	30,490	131.29	270.25	26,920	121.13	251,000	20,000	23,130
3日	28,950	149.10	314,730	18,490	119.29	258.25	14,920	109.13	239,000	8,000	11,130
4日	16,950	137.10	302,730	6,490	107.29	246.25	2,920	97.130	227,000	0	0
5日	4,950	125.10	290,730	0	100.80	239.76	0	94.210	224,080		
6日~末日	0	120.15	285,780								
1日		108.15	273,780		88.800	227.76		82.210	212,080		
2日		96.150	261,780		76.800	215.76		70.210	200,080		
3日		84.150	249,780		64.800	203.76		58.210	188,080		
4日		72.150	237,780		52.800	191.76		46.210	176,080		
5日		60.150	225,780		46.310	185.27		43.290	173,160		
6日~末日		55,200	220,830								
1日		43,200	208,830		34,310	173.27		31,290	161,160		
2日		31,200	196,830		22,310	161.27		19,290	149,160		
3日		19,200	184,830		10,310	149.27		7,290	137,160		
4日		7,200	172,830		0	138.96		0	129,870		
5日~末日		0	165,630								
1日			153,630			126.96			117,870		
2日			141,630			114.96			105,870		
3日			129,630			102.96			93,870		
4日			117,630			90.960			81,870		
5日			105,630			84.470			78,950		
6日~末日			100,680								
1日			88,680			72.470			66,950		
2日			76,680			60.470			54,950		
3日			64,680			48.470			42,950		
4日			52,680			36.470			30,950		
5日			40,680			29.980			28,030		
6日~末日			35,730								
1日			23,730			17.980			16,030		
2日			11,730			5.980			4,030		
3日~末日			0			0			0		

種別	汐留駐車場		兜町駐車場			千駄ヶ谷駐車場	
	自動二輪車定期駐車券						
	0.9×2.2	1.1×2.2	1.4×2.4	1.0×2.1	1.2×2.2	1.5×2.5	0.9×2.2
1日	7,960	10,160	13,300	7,960	10,160	13,300	4,500
2日	5,560	7,760	10,900	5,560	7,760	10,900	2,100
3日	3,160	5,360	8,500	3,160	5,360	8,500	0
4日	760	2,960	6,100	760	2,960	6,100	
5日	0	560	3,700	0	560	3,700	
6日		0	1,300		0	1,300	
7日~末日			0			0	

種別	千駄ヶ谷駐車場					
	普通定期駐車券					
	全日			昼間		
通用経過期間	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	通用経過期間	1ヶ月	3ヶ月
1日	35,130	127,430	242,560	1日	26,680	90,680
2日	23,130	115,430	230,560	2日	20,680	84,680
3日	11,130	103,430	218,560	3日	14,680	78,680
4日~末日	0	92,300	207,430	4日	8,680	72,680
1日		80,300	195,430	5日	2,680	66,680
2日		68,300	183,430	6日~末日	0	64,000
3日		56,300	171,430	1日		58,000
4日~末日		45,170	160,300	2日		52,000
1日		33,170	148,300	3日		46,000
2日		21,170	136,300	4日		40,000
3日		9,170	124,300	5日		34,000
4日~末日		0	115,130	6日~末日		31,320
1日			103,130	1日		25,320
2日			91,130	2日		19,320
3日			79,130	3日		13,320
4日~末日			68,000	4日		7,320
1日			56,000	5日		1,320
2日			44,000	6日~末日		0
3日			32,000			

六ヶ月	4日～末日			20,870
	1日			8,870
	2日			0

		汐留 駐車場	千駄ヶ谷駐車場		汐留・兜町・本町・白魚橋駐車場			
		特殊Ⅰ			特殊Ⅱ			
種別		1ヶ月			1ヶ月			3ヶ月
通用経過期間		1ヶ月			1ヶ月			3ヶ月
一ヶ月	1日	21,280	26,680	90,680	一ヶ月	1日	39,030	122,430
	2日	14,280	20,680	84,680		2日	33,030	116,430
	3日	7,280	14,680	78,680		3日	27,030	110,430
	4日	280	8,680	72,680		4日	21,030	104,430
	5日	0	2,680	66,680		5日	15,030	98,430
	6日～末日		0	64,000		6日	9,030	92,430
二ヶ月	1日			58,000	二ヶ月	7日	3,030	86,430
	2日			52,000		8日～末日	0	83,400
	3日			46,000		1日		77,400
	4日			40,000		2日		71,400
	5日			34,000		3日		65,400
	6日～末日			31,320		4日		59,400
三ヶ月	1日			25,320	三ヶ月	5日		53,400
	2日			19,320		6日		47,400
	3日			13,320		7日		41,400
	4日			7,320		8日～末日		38,370
	5日			1,320		1日		32,370
	6日～末日			0		2日		26,370
					3日		20,370	
					4日		14,370	
					5日		8,370	
					6日		2,370	
					7日～末日		0	

		千駄ヶ谷駐車場	
		特殊Ⅱ	
種別		1ヶ月	3ヶ月
通用経過期間		1ヶ月	3ヶ月
一ヶ月	1日	26,680	90,680
	2日	20,680	84,680
	3日	14,680	78,680
	4日	8,680	72,680
	5日	2,680	66,680
	6日～末日	0	64,000
二ヶ月	1日		58,000
	2日		52,000
	3日		46,000
	4日		40,000
	5日		34,000
	6日～末日		31,320
三ヶ月	1日		25,320
	2日		19,320
	3日		13,320
	4日		7,320
	5日		1,320
	6日～末日		0